



消 防 救 第 2 2 号

平成 26 年 1 月 31 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長



救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、
血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施について

標記について、「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年 1 月 31 日厚生労働省令第 7 号）及び「救急救命士施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤の一部を改正する件」（平成 26 年 1 月 31 日厚生労働省告示第 16 号）が、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

つきましては、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施について」（平成 26 年 1 月 31 日付け医政発 0131 第 1 号厚生労働省医政局長通知）が別添 1 のとおり各都道府県知事あてに、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る取扱いについて」（平成 26 年 1 月 31 日付け医政指発 0131 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知）が別添 2 のとおり、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等について」（平成 26 年 1 月 31 日付け医政指発 0131 第 2 号厚生労働省医政局指導課長通知）が別添 3 のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知されましたので、貴都道府県管内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。以下「管内市町村」という。）に対して周知いただき、衛生主管部（局）とも連携して、管内市町村と調整し、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を実施することが可能な救急救命士の計画的な養成を図られますようお願いいたします。

【連絡先】

消防庁救急企画室

日野原専門官・石田係長・渡部事務官

電話 03-5253-7529

(別添 1)

医政発 0 1 3 1 第 1 号

平成 2 6 年 1 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、
血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施について

標記に関し、今般「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」(平成 26 年 1 月 31 日厚生労働省令第 7 号)並びに「救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤の一部を改正する件」(平成 26 年 1 月 31 日厚生労働省告示第 16 号)が公布(別紙(官報写))され、平成 26 年 4 月 1 日より施行されることとなった。

ついては、本件の趣旨、内容、及び留意事項について御了知の上、所定の講習及び実習を修了する等の諸条件を満たした救急救命士が、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を適切に実施できるよう取組をお願いするとともに、貴職におかれては医療機関への周知徹底及び指導方よろしく願いたい。

記

第 1 改正の趣旨及び内容

救急救命士法(平成 3 年法律第 36 号)第 44 条第 1 項、救急救命士法施行規則(平成 3 年厚生省令第 44 号)第 21 条等の規定に基づき、救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行う救急救命処置(以下「特定行為」という。)として、重度傷病者のうち心肺機能停止状態の患者に対する「乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液」、「食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク及び気管内チューブによる気道確保」及び「エピネフリンの投与」を定めているところである。

特定行為の範囲については、平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「救急救命士の処置範囲に係る研究」(主任研究者：野口宏)により平成 24 年 7 月から平成 25 年 1 月の期間に実証研究を行った上で、平成 25 年 8 月に「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」(座長：島崎修次)報告書を取りまとめたところである。当該報告書では、心肺機能停止前の患者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低

血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与について、平成 26 年 4 月を目途に、必要な講習・実習を修了する等の諸条件を満たした救急救命士に、限定的に認めるべきであるとされた。

これを踏まえ、今回、救急救命士法施行規則第 21 条を改正し、特定行為を行う対象として、重度傷病者のうち心肺機能停止状態でない患者を加え、第 1 号を「厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液」に改め、当該患者に対する救急救命処置に関して、第 1 号「厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液」及び第 3 号「厚生労働大臣の指定する薬剤の投与」とするとともに、第 3 号「厚生労働大臣の指定する薬剤の投与」に係る薬剤について「ブドウ糖溶液」を新たに加えることとする。

なお、血糖測定については、上記「救急救命士の処置範囲に係る研究」において、安全に意識障害の鑑別を行うことが可能な処置であるため、医師の包括指示があれば行うことができるという結論を得たため、別途通知（「救急救命処置の範囲等について」（平成 4 年 3 月 13 日指第 17 号））を改正し、医師の具体的な指示を受けなくても、救急救命士法第 2 条第 1 項に規定する救急救命処置として行うことができることとする。

第 2 留意事項

1 メディカルコントロール体制の整備について

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与については、救急救命士法第 44 条第 1 項に規定する医師の具体的な指示を受けなければ行ってはならない特定行為であることから、実施に際して、常時継続して医師の具体的な指示が受けられる体制の整備はもちろん、プロトコルの作成、事後検証体制及び再教育体制等の整備など、メディカルコントロール体制の整備が実施の前提条件となることに十分留意されたい。

なお、こうしたメディカルコントロール体制の整備については、「メディカルコントロール協議会の設置促進について」（平成 14 年 7 月 23 日消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知）、「メディカルコントロール体制の整備について」（平成 15 年 7 月 28 日消防庁次長、厚生労働省医政局長連名通知）において周知してきたところであり、「救急救命士の薬剤投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」（平成 17 年 3 月 10 日消防庁救急救助課長・厚生労働省医政局指導課長連名通知）等、救急救命処置の拡大の都度、その充実強化を依頼しているところである。

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液の実施、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化については、別途通知するので参考にされたい。

2 講習及び実習要領並びに修了の認定等について

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液の実施、血糖

測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等の具体的運用については、別途通知するので参考にされたい。

3 静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与の対象について

今回、救急救命処置に追加される静脈路確保及び輸液の対象は、心肺機能停止状態でない重度傷病者であって、ショックが疑われる又はクラッシュ症候群が疑われる若しくはクラッシュ症候群に至る可能性があるものである。

また、ブドウ糖溶液の投与の対象は、心肺機能停止状態でない重度傷病者であって、血糖測定により低血糖状態が確認されたものである。

詳細については別途通知するので参考にされたい。

第3 実施時期等

実施時期は平成26年4月1日とする。

実施時期以前の当該特定行為の実施は一切認められないこと。ただし、その実施に係る事前の講習及び実習については、その限りではなく、この場合においては、都道府県メディカルコントロール協議会、受入施設等と十分協議すること。

第4 その他

1 関連する通知の改正について

(1)「救急救命士法の施行について」(平成3年8月15日健政発496号厚生省健康政策局長通知)の第5の2を別添のとおり改める。

(2)「救急救命士養成所の指導要領について」の改正について

「救急救命士養成所の指導要領について」(平成3年8月15日健政発第497号厚生省健康政策局長通知)は、関係機関等と調整後、通知予定であることを申し添える。

第八十二条中七課を「六課」に、「施設課」を「施設課」に改める。

第八十九条を次のように改める。

第八十九条 削除

第九十四条の見出し中「副部長」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の職員」を「部長及び課長」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項を削り、第六項を第四項とする。

第五章第一節第二款中第九十七条の次に次の一条を加える。

(開発官)

第九十七条の二 幕僚監部に、開発官一人を置く。

2 開発官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3 開発官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。

二 陸上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、陸上装備品等の研究改善に関すること(衛生部の所掌に属するものを除く。)

四 陸上装備品等の制式及び規格に関すること(衛生部の所掌に属するものを除く。)

第九十九条第三号中「武器課」を「艦船・武器課」に改める。

第一百十三条第一号中「第四十九条第二十二号」を「第四十九条第十五号」に、「同条第十二号及び第十七号」を「同条第十三号、第五十条第二十一号」に、「及び第三号」を「第五十三条の二第一号」に、「第五十九条第一号並びに」を「第五十九条第一号及び」に改める。

第一百十八条中「四課」を「三課」に、「艦船課」を「艦船・武器課」に改める。

第一百十九条第四号中「艦船課、航空機課及び武器課」を「艦船・武器課及び航空機課」に改める。

第二百二十条の見出しを「(艦船・武器課)」に改め、同条中「艦船課」を「艦船・武器課」に改め、第五号を第六号とし、同条第四号中「艦船等」の下に「及び武器等」を加え、同条を同条

第五号とし、同条第三号中「艦船等」の下に「及び武器等」を加え、同条を同条第四号とし、同条第二号中「及び艦船等」を「及び武器等並びにこれら」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二

火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器材及び気象器材(航空機課の所掌に属するものを除く。)

並びに教育訓練用器材(部隊の訓練に関するものその他防衛大臣の定めるものに限る。並びにこれらに付随する器材(以下この条において「武器等」という。))の補給、保管及び整備に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

第二百二十二条を次のように改める。

第二百二十二条 削除

第四百八十八条第一号中「第四十九条第二十二号」を「第四十九条第十五号」に、「同条第十二号及び第十七号」を「同条第十三号、第五十条第二十一号」に、「及び第三号」を「第五十三条の二第一号」に、「第五十九条第一号並びに」を「第五十九条第一号及び」に改める。

第五百五十条中「三課」を「二課」に、「整備課」を「整備・補給課」に改める。

第五百五十二条の見出しを「(整備・補給課)」に改め、同条中「補給課」を「整備・補給課」に改め、同条第一号中「(航空機を除く。))の補給及び保管」を「の補給、保管及び整備」に改め、同条第二号中「前号に規定する補給及び保管」を「航空装備品等の補給、保管、整備及び改善要求の処理」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 航空装備品等の改善要求の処理に関すること。

第五百五十三条を次のように改める。

第五百五十三条 削除

第二百五十五条中「警務管理官」の下に「開発官」を加える。

(自衛隊法施行令の一部改正)

第一条 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第四号中「普通科連隊」の下に「及び高射科連隊」を加える。

別表第七号岩手駐屯地の項中「岩手県岩手郡滝沢村」を「滝沢市」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第百六十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三号陸上幕僚監部の項中「部長」を「部長」に、「警務管理官」を「警務管理官」に改める。

附則

この政令は、平成二十六年三月二十六日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法施行令別表第七号岩手駐屯地の項の改正規定は、公布の日から施行する。

防衛大臣 小野寺五典
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○厚生労働省令第七号

救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第四十四条第一項の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令

第二十一条中「以下」を削り、「心肺機能停止状態」を「心肺機能停止状態」に、「ものであつて、次に」を「ものに」に改め、第一号(静脈路確保のためのものに限る。))から第三号までに掲げるものとし、心肺機能停止状態でない患者に対するものにあつては第一号及び第三号に「に改め、同条第一号中「静脈路確保のための」を削る。

附則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○環境省令第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第七條第一項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

環境大臣 石原 伸晃

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令

附則第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年一月十六日

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令(平成二十三年内閣府訓令第十九号)の一部を次のように改正する。

別表共生社会政策担当の項中12を13とし、11の次に次のように加える。

12 子どもの貧困対策に関する大綱(子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第八条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

附則

この訓令は、平成二十六年一月十七日から施行する。

○厚生労働省告示第十六号

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第二十一条第三号の規定に基づき、救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤（平成十七年厚生労働省告示第六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

本則中「エピネリン」を「救急救命士法施行規則第二十一条第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤のうち、心肺機能停止状態の患者に対する救急救命処置に係るものは、エピネリンとする。」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 救急救命士法施行規則第二十一条第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤のうち、心肺機能停止状態でない患者に対する救急救命処置に係るものは、ブドウ糖溶液とする。

○厚生労働省告示第十七号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第六条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率

平成二十六年に適用されるべき平成二十二年以降経過措置基準率は、同年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における平均保険料率を控除した率に二・五を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第十八号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第七條第一項第一号の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七條第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七條第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率

平成二十六年に適用されるべき平成二十二年以降経過措置基準率は、同年度における最高第一号都道府県単位保険料率から同年度における第一号平均保険料率を控除した率に二・五を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第十九号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三百三十五條の二第二項第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第三百三十五條の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成二十二年厚生労働省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行規則第三百三十五條の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる額とする。

一 イに掲げる額から、ロに掲げる額からイに掲げる額を控除した額をハに掲げる額からイに掲げる額を乗じて得た額を控除した額が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十五條の二第二号に掲げる額の千分の〇・一に相当する額を超える場合における当該超える額（この額に五百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、五百円以上千円未満の端数が生じたときは、これを千円に切り上げた額）

イ 当該支部被保険者及びその被扶養者である平成四年四月三十日現在被保険者第二百二十七号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費又は研究治療費若しくは平成十七年五月二十四日環境省発第〇五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給対象者（以下「対象者」という。）に係る療養の給付等に関する費用の見込額から当該見込額のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号、以下「法」という。）の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百五十三條第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額

ロ 当該支部被保険者及びその被扶養者である対象者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支部被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付等に関する費用の見込額から当該見込額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百三十五條第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額

ハ 当該支部被保険者及びその被扶養者である対象者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支部被保険者及びその被扶養者の見込額

ニ 当該支部被保険者及びその被扶養者である対象者の見込額

二 宮城県支部及び福島県支部にあつては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、それぞれ二十四億五千九百五十万四千円及び二億二千六百八十八万八千円

療養の給付等に関する費用の見込額から当該見込額のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号、以下「法」という。）の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百五十三條第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額

ロ 当該支部被保険者及びその被扶養者である対象者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支部被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付等に関する費用の見込額から当該見込額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百三十五條第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額

○厚生労働省告示第二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十六條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十二條、厚生年金保険法（昭和二十九法律第百五十五号）第二十五條及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第二十号）

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九條第二項において準用する第十八條第一項の規定に基づき、次のように同法第十二條第一項の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月三十一日

○厚生労働省告示第二十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十六條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十二條、厚生年金保険法（昭和二十九法律第百五十五号）第二十五條及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第二十号）

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九條第二項において準用する第十八條第一項の規定に基づき、次のように同法第十二條第一項の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月三十一日

登録の区分

登録の区分	国内登録検査機関
ライター	一般財団法人日本燃焼機器検査協会 神奈川県鎌倉市大船一七五一番地

（参考）
「一般財団法人日本燃焼機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。
一般財団法人日本燃焼機器検査協会（神奈川県鎌倉市大船一七五一番地）」

八十四号）第二條第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成二十四年厚生労働省告示第三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一号の表青森県、茨城県、群馬県、香川県及び大分県の項中「十七、一〇〇円」を「十七、四〇〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に改め、同表岩手県の項中「十六、八〇〇円」を「一七、一〇〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に改め、同表栃木県、新潟県、長崎県及び沖縄県の項中「十七、四〇〇円」を「一七、七〇〇円」を「二二〇円」に改め、同表埼玉県、山梨県及び静岡県県の項中「十七、七〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「二三〇円」を「二四〇円」に改め、同表東京都の項中「十八、九〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に改め、同表神奈川県及び福井県の項中「一八、三〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「六一〇円」を「六一〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に改め、同表大阪府、奈良県及び和歌山県の項中「十八、〇〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に改める。

経済産業大臣 茂木 敏充

「救急救命士法の施行について」

別添

(平成三年八月十五日付 健政発第四九六号 厚生省健康政策局長通知)

新	旧
第五 1 (略) 2 救急救命士は、医師の指示の下に救急救命処置を行うものであるが、そのうち、規則第二十一条に規定する次の救急救命処置について、<u>心肺機能停止状態の患者に対するもの</u>にあつては①（<u>静脈路確保のためのものに限る。</u>）から③に掲げるものとし、<u>心肺機能停止状態でない患者に対するもの</u>にあつては①及び③に掲げるものとして、特に医師の具体的な指示の下に行わなければならないものであること。 ① 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液 ② 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保 ③ 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与 なお、①、②及び③については、別途告示するものであること。	第五 1 (略) 2 救急救命士は、医師の指示の下に救急救命処置を行うものであるが、そのうち、規則第二十一条に規定する<u>心肺機能停止状態の患者に対する次の救急救命処置</u>については、特に医師の具体的な指示の下に行わなければならないものであること。 ① 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた<u>静脈路確保のための輸液</u> ② 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保 ③ 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与 なお、①、②及び③については、別途告示するものであること。

(別添 2)

医政指発 0131 第 1 号

平成 26 年 1 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、
血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る取扱いについて

標記に関し、今般、「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年 1 月 31 日厚生労働省令第 7 号）等が公布され、平成 26 年 4 月 1 日より適用されることとなった。

これに伴い、下記の通り関係通知を改正し、平成 26 年 4 月 1 日より施行するので留意していただくとともに、貴職におかれては関係医療機関等への周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。

記

第 1 「救急救命処置の範囲等について」（平成 4 年 3 月 13 日指第 17 号厚生省健康政策局指導課長通知）の改正について

1 改正の趣旨

「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」（座長 島崎修次 日本救急医療財団理事長）の報告書等を踏まえ、救急救命処置に心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与と共に、救急救命処置の基本となる胸骨圧迫等を新たに救急救命処置に加えるもの。

2 改正の内容

同通知中の記 2 の一部を別添 1 の新旧対照表のとおり改め、別紙 1 及び別紙 2 を別添 2 に改める。

第 2 「救急救命士養成所の臨床実習施設における実習要領及び救急救命士に指示を与える医師の確保について」（平成 4 年 11 月 27 日指第 81 号厚生省健康政策局指導課長通知）は、関係機関等と調整後、通知予定であることを申し添える。

「救急救命処置の範囲等について」

別添 1

(平成四年三月十三日付 指発第十七号 厚生省健康政策局指導課長通知)

新	旧
1 (略) 2 法第四十四条第一項及び救急救命士法施行規則第二十一条の規定により、<u>別紙 1 に掲げる救急救命処置のうち心肺機能停止状態の重度傷病者に対する(2)、(3)及び(4)、心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する(5)及び(6)</u>は、医師の具体的指示を受けなければ、行ってはならないものであること。 なお、これらの救急救命処置の具体的内容及び医師の具体的指示の例については、別紙 2 を参照されたい。	1 (略) 2 法第四十四条第一項及び救急救命士法施行規則第二十一条の規定により、<u>心肺機能停止状態の患者に対する別紙 1 の(2)、(3)及び(4)に掲げる救急救命処置</u>は、医師の具体的指示を受けなければ、行ってはならないものであること。 なお、これらの救急救命処置の具体的内容及び医師の具体的指示の例については、別紙 2 を参照されたい。

救急救命処置の範囲

- (1) 自動体外式除細動器による除細動
 - ・処置の対象となる患者が心臓機能停止の状態であること。
- (2) 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液（別紙2参照）
- (3) 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク又は気管内チューブによる気道確保（別紙2参照）
 - ・気管内チューブによる気道確保については、その処置の対象となる患者が心臓機能停止の状態及び呼吸機能停止の状態であること。
- (4) エピネフリンの投与（(10)の場合を除く。）（別紙2参照）
 - ・エピネフリンの投与（(10)の場合を除く。）については、その処置の対象となる患者が心臓機能停止の状態であること。
- (5) 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液（別紙2参照）
- (6) ブドウ糖溶液の投与（別紙2参照）
 - ・ブドウ糖溶液の投与については、その処置の対象となる患者が血糖測定により低血糖状態であると確認された状態であること。
- (7) 精神科領域の処置
 - ・精神障害者で身体的疾患を伴う者及び身体的疾患に伴い精神的な不安定状態に陥っている者に対しては、必要な救急救命処置を実施するとともに、適切な対応をする必要がある。
- (8) 小児科領域の処置
 - ・基本的には成人に準ずる。
 - ・新生児については、専門医の同乗を原則とする。
- (9) 産婦人科領域の処置
 - ・墜落産時の処置……臍帯処置（臍帯結紮・切断）
胎盤処理
新生児の蘇生（口腔内吸引、酸素投与、保温）
 - ・子宮復古不全（弛緩出血時）……子宮輪状マッサージ
- (10) 自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与
 - ・処置の対象となる重度傷病者があらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていること
- (11) 血糖測定器（自己検査用グルコース測定器）を用いた血糖測定
- (12) 聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取
- (13) 血圧計の使用による血圧の測定
- (14) 心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送
- (15) 鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去
- (16) 経鼻エアウェイによる気道確保
- (17) パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定
- (18) ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定
- (19) 自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージ
- (20) 特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持
- (21) 口腔内の吸引

- (22) 経口エアウェイによる気道確保
- (23) バッグマスクによる人工呼吸
- (24) 酸素吸入器による酸素投与
- (25) 気管内チューブを通じた気管吸引
- (26) 用手法による気道確保
- (27) 胸骨圧迫
- (28) 呼気吹込み法による人工呼吸
- (29) 圧迫止血
- (30) 骨折の固定
- (31) ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去
- (32) 体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察
- (33) 必要な体位の維持、安静の維持、保温

※ 下線部分は改正部分

(別紙2)

医師の具体的指示を必要とする救急救命処置

項 目	処置の具体的内容	医師の具体的指示の例
(1) 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液	・留置針を利用して、上肢においては①手背静脈、②橈側皮静脈、③尺側皮静脈、④肘正中皮静脈、下肢においては①太伏在静脈、②足背静脈を穿刺し、乳酸リンゲル液を用い、静脈路を確保するために輸液を行う。	・静脈路確保の適否、静脈路確保の方法、輸液速度等
(2) 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク又は気管内チューブによる気道確保	・食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク又は気管内チューブを用い、気道確保を行う。	・気道確保の方法の選定、(酸素投与を含む)呼吸管理の方法等
(3) エピネフリンの投与(別紙1の(10)の場合を除く)	・エピネフリンの投与(別紙1の(10)の場合を除く)を行う。	・薬剤の投与量、回数等
(4) 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液	・留置針を利用して、上肢においては①手背静脈、②橈側皮静脈、③尺側皮静脈、④肘正中皮静脈、下肢においては①太伏在静脈、②足背静脈を穿刺し、乳酸リンゲル液を用い、静脈路を確保し、輸液を行う。	・静脈路確保の適否、静脈路確保の方法、輸液速度等
(5) ブドウ糖溶液の投与	・低血糖発作が疑われる患者に対し血糖測定を行い、低血糖が確認された場合、静脈路を確保し、ブドウ糖溶液の投与を行う。	・薬剤の投与の適否、薬剤の投与量等

【留意事項】

① 処置の対象の状態については下記の表に示す。(○が対象となるもの)

項目		心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態	心臓機能停止又は呼吸機能停止の状態	心肺機能停止前
(1)	乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液	○	○	
(2)	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保	○	○	
	気管内チューブによる気道確保	○		
(3)	エピネフリンの投与(別紙1の(10)の場合を除く)	○	心臓機能停止の場合のみ○	
(4)	乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液			○
(5)	ブドウ糖溶液の投与			○

② 医師が具体的指示を救急救命士に与えるためには、指示を与えるために必要な医療情報が医師に伝わっていること及び医師と救急救命士が常に連携を保っていることが必要である。

なお、医師が必要とする医療情報としては、全身状態（血圧、体温を含む。）、心電図、聴診器による呼吸の状況などが考えられる。

③ 心肺機能停止状態の判定は、原則として、医師が心臓機能停止又は呼吸機能停止の状態を踏まえて行わなければならない。

- ・心臓機能停止の状態とは、心電図において、心室細動、心静止、無脈性電気活動、無脈性心室頻拍の場合又は臨床上、意識がなく、頸動脈、大腿動脈（乳児の場合は上腕動脈）の拍動が触れない場合である。
- ・呼吸機能停止の状態とは、観察、聴診器等により、自発呼吸をしていないことが確認された場合である。

※ 下線部分は改正部分

(別添 3)

医政指発 0 1 3 1 第 2 号

平成 2 6 年 1 月 3 1 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、
血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための
講習及び実習要領並びに修了の認定等について

「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施について」（平成 26 年 1 月 31 日医政発 0 1 3 1 第 1 号厚生労働省医政局長通知）において別途通知することとしていたところ、別紙のとおりとりまとめたので参考とされたい。

なお、今般「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年 1 月 31 日厚生労働省令第 7 号）により追加された、救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与に係る内容を含んだカリキュラムを修了したうえで救急救命士国家試験に合格した者については、本講習及び実習の対象外となる予定であることを申し添える。

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、
血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための
講習及び実習要領並びに修了の認定等について

1 講習及び実習について

原則として、次の条件を満たすものであり、講習及び実習の実施施設の長は、その内容について、都道府県メディカルコントロール協議会（以下「都道府県 MC 協議会」という。）及び地域メディカルコントロール協議会（以下「地域 MC 協議会」という。）と十分協議すること。

（１）対象者について

救急救命士の資格を有する者で、かつ、心臓機能停止の状態である傷病者に対する薬剤（エピネフリン）投与の実施のための講習及び実習を修了した者。

（２）講習内容及び講習時間について

別表に定める内容を含む基本時限数 24 時限（1 時限は 50 分）以上のものであること。心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与に係る講習内容は一体であり、単独行為のみの講習内容は認められないこと。

あわせて、受講生の講習の開始に先立ち、薬剤（エピネフリン）投与に関する基礎知識、手技の確認を行うこと。

（なお、平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金「救急救命士の処置範囲に係る研究」研究班によって実施された実証研究において定められた講習を修了した救急救命士にあっては、別表の中項目の①、②、⑥、⑦、⑧、⑮、⑯の内容を網羅して、合計 3 時限以上のものを所管する都道府県 MC 協議会又は地域 MC 協議会の定めた方法で実施すること）

（３）教員について

別表に掲げる各教育内容を教授するに適切な数の教員を有し、医師、救急救命士又はこれと同等以上の学識経験を有する者が望ましいこと。

（４）定員について

1 講義の定員は、10 名以上 50 名以下が望ましいこと。

（５）講習を実施する施設について

同時に行う講義数を下回らない数の普通教室を有し、適当な広さの実習室を有すること。

（６）備品について

講習及び実習を実施する上で必要なシミュレーション人形、血糖測定器などの機械

器具、図書等を有していること。

(7) 講習及び実習修了証明書の発行について

適正な筆記試験および実技試験を行い、その試験に合格した者について、講習及び実習の実施施設の長が講習及び実習修了証明書を発行すること。

2 講習及び実習修了者の認定及び登録について

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施を行う際には、オンラインメディカルコントロールによって、医師の具体的指示を受けることになるので、その円滑な運用を図るために、講習および実習修了証明書の交付を受けた救急救命士を把握する必要がある。

都道府県 MC 協議会は、救急救命士の資格を有し、1 (7) に基づく修了証明書によって、上記が把握できた者に対して、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定書を交付し、また、その認定を受けた救急救命士を登録するための名簿を作成、管理するとともに、これらの処置の円滑な運用のために地域 MC 協議会と情報を共有すること。

3 再教育について

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を行う際に必要な知識、技能を習得し、2 の認定証を交付された救急救命士に対し、その技術を維持するために必要な再教育を行うこと。

救急救命士による心肺機能停止前の患者に対する静脈路確保及び輸液、
血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る追加講習カリキュラム

【一般目標】

- 救急現場において血糖測定、ブドウ糖溶液の投与の適応を適切に判断する能力を身につける。
- 救急現場においてショックの病態などを鑑別し、心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液の適応を適切に判断する能力を身につける。
- 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液をプロトコルに基づき的確かつ安全に施行する能力を身につける。
- 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液に伴う危険因子、合併症を認識し、事故発生時に責任をもって適切に対処できる能力を身につける。
- 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液は、メディカルコントロール下で行われるということを認識し、医師との円滑なコミュニケーションにより適切に指示指導助言を受けられる能力を身につける。
- 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液の実施について、医療倫理の側面からも適切に説明し、傷病者等から信頼が得られる能力を身につける。

種別	大項目	中項目	小項目		到達目標	基本 時限
	(講習の準備)	(講習の準備)		コースの概略の説明	コースの概略について理解する。	
			薬剤投与に関する基礎知識、手技の確認		従来の救急救命処置、特に心肺停止に対する静脈路確保と薬剤投与（エピネフリン）についての知識、手技を確実に習得しているか確認する。	※ア
1	救急救命処置の変遷	① 処置拡大の変遷と新たな処置拡大についての概要	1 救急救命処置の変遷と新たな処置拡大		救急救命処置の法的位置づけ（救急救命士法、省令、告示等）と、これまでの業務拡大の概要について理解する。	1
2	病院前医療における医療倫理	② 傷病者への説明と医療倫理について	2 医療倫理		医療倫理、救急救命士の法的責任について理解する。	
			3 傷病者への説明と同意の取得		意識の有無などの傷病者の状況に応じた処置等の説明の仕方や同意の取得について、医療倫理の側面から正しく理解する。	
3	糖尿病及び低血糖の病態と治療	③ 糖尿病の病態と治療（血糖降下療法など）	4 生体におけるブドウ糖の役割と代謝		体内におけるブドウ糖代謝とホルモン（インスリン、グルカゴン等）の役割について理解する。	3
			5 糖尿病の病態と治療（血糖降下療法など）		糖尿病の病態と非薬物療法（経口血糖降下薬やインスリンの種類と役割）等について理解する。	
		④ 低血糖の病態	6 低血糖の病態と対応		低血糖の原因、症候、病態、評価、対応等について理解する。	
			7 高血糖の病態と対応		高血糖の原因、症候、病態、評価、対応等について理解する。	
		⑤ ブドウ糖の投与と合併症	8 ブドウ糖の投与と合併症		ブドウ糖の投与の目的、適応、方法、評価、合併症、留意点等について理解する。	
			9 意識障害をきたす疾病とその鑑別		意識障害の評価、鑑別、対応等について理解する。	
		⑥ 意識障害をきたす疾患とその鑑別	10 血糖測定の目的と測定方法		血糖測定の目的、適応、方法、評価、合併症、留意点等について理解する。	

4	シヨックの病態と治療	⑦	各種シヨック等の病態と治療	11	シヨック、クラッシュ症候群の病態と治療	各種シヨック、クラッシュ症候群の原因、症候、病態、評価、対応等について理解する。	4
		⑧	シヨックの原因別の分類・鑑別と輸液の効果	12	シヨックの鑑別と輸液の効果	シヨックの病態の分類、鑑別を理解し、輸液の目的、適応、方法、評価等について理解する。	
		⑨	輸液と生体の反応と合併症	13	生体に対する輸液とその合併症	シヨック、クラッシュ症候群に対する輸液の合併症、留意点等について理解する。	
		⑩	メディカルコントロールとオンラインでの傷病者情報の効率的な伝達	14	メディカルコントロールとオンラインでの状況の伝達と指示要請	メディカルコントロール体制について理解を深める。現場からオンライン下に、医師に状況を説明し指示を受ける際のコミュニケーションの確保の難度について理解する。指示、指導又は助言要請の際の工夫等について理解する。	
5	メディカルコントロールと救急救命処置						1
6	効果測定	⑪	教育内容の習得状況の確認(筆記試験)	15	筆記試験	筆記試験において講義での習得状況を確認する	1
(講義) 小計							10
7	血糖測定に関する基本的演技	⑫	測定機器の取り扱い	16	機器取り扱いの実際	各種の血糖測定機器の特徴を理解し、適切に取り扱うことができる。不具合に対応できる。	1
		⑬	血糖測定の手技	17	血糖測定の手技の実際	血糖測定を短時間に安全、確実に実施でき、トラブルに適切に対応できる。	
8	静脈路確保と輸液に関する基本的演技	⑭	心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の手技	18	心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の実際	心肺機能停止前の傷病者に静脈路確保が短時間に安全、確実に実施できる。様々な部位からの静脈路確保を実施することができる。	1
				19	ブドウ糖溶液の投与の実際	ブドウ糖溶液の投与を短時間に安全、確実に実施できる。	
				20	静脈確保と輸液でのトラブルに対する対応	静脈路確保と輸液におけるトラブルに適切に対応できる。	
9	血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与のシナリオ訓練	⑮	意識障害の鑑別、低血糖の判断とプロトコールの実施	21	意識障害の鑑別と血糖測定等のプロトコールの実施	意識障害のシナリオ訓練を通じて、次のことが迅速、適切に実施できるようになる。 ・状況評価、初期評価、観察及び評価し、意識障害の鑑別を行う。 ・血糖測定とブドウ糖溶液投与等の適応を判断し、プロトコールを実施する。 ・トラブルに対応する。 ・MC医に連絡をとり、指示、指導又は助言を受ける。	6

10	心肺機能停止前の 静脈路確保と輸液 のシナリオ訓練	⑯	ショックの判断、病態の 鑑別とプロトコールの実 施	22	ショックの病態の鑑別 と輸液等のプロトコー ルの実施	ショックのシナリオ訓練を通じて、次のことが迅速、適切に実施で きるようになる。 ・状況評価、初期評価、問診、観察及び評価し、ショックの鑑別を 行う。 ・静脈路確保と輸液の適応を判断し、プロトコールを実施する。 ・トラブルに対応する。 ・MC医に連絡をとり、指示、指導又は助言を受ける。	6
	(効果測定)		教育内容の習得状況の 確認（実技試験）		各処置の実技試験	血糖測定、静脈路確保、輸液及びブドウ糖溶投与の手技が、短時間 に安全、確実に実施できることを確認する。	
					想定事案へのシミュ レーション試験	シミュレーション人形やムラージュ等を用いた想定事案へのシミュ レーション試験を実施し、プロトコールの実践能力、オンラインで の指示要請、傷病者への説明などが、短時間に安全、確実に実施で きることを確認する。	※イ
							(実習) 小計 14
							(1 時限は50分) 総計 24 時限

※ア 本講習カリキュラムは、心肺停止に対する静脈路確保と薬剤(エピネフリン)投与についての知識、手技が確実に習得できている薬剤認定救急救命士を対
象としたものである。そのため、講習実施者によって、事前に心肺停止に対する静脈路確保と薬剤(エピネフリン)投与についての知識、手技が確実に習得できて
いることを確認すること。

※イ 講習受講講者の各々について、講習実施者によって実技試験(各処置の実技試験、シミュレーション試験)を実施すること。その際、メディカルコントロールに
関わる医師や救急救命士教育を専門とする医師が立ち会うこと。